

防災集団移転促進事業に参加される方

災害公営住宅へ入居される方への補助について

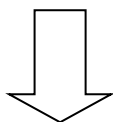
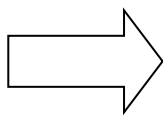
防災集団移転促進事業に参加される方（町が整備する高台住宅団地へ移転される方）、災害公営住宅へ入居される方に対し、以下の補助を行います。

※ 申請及び交付決定より先に、「融資契約、工事着手、引っ越し」を完了された方は事業の対象外となりますのでご注意ください。

※ 「融資契約・工事着手・引っ越し」は、補助金交付決定後に行ってください。

1 対象と助成内容

移転促進区域※



災害公営住宅へ入居される方

住居の移転に伴う引っ越し費用
従前住宅の取り壊し費用など
上限：97.5万円（95.7万円）

防災集団移転促進事業に参加される方
（町が整備する高台住宅団地に移転される方）

住宅再建費用に対する借入金の利子相当額助成
（年利率は8%以内）
住宅建設（購入） 上限：465万円（457万円）
土地購入 上限：206万円
住宅用地造成 上限：60.8万円（59.7万円）
住居の移転に伴う引っ越し費用
従前住宅の取り壊し費用など
上限：97.5万円（95.7万円）

※（ ）内の金額は、消費税8%契約時

※移転促進区域とは？

町が指定した災害危険区域のうち、安全な高台等へ移転をすることが適当であると認めた区域のこと。

2 申請に際しての注意点

① 申請受付時期については以下のとおりです。

【防災集団移転促進事業に参加される方】 ⇒ 貸付決定通知・売払決定通知受領後

【災害公営住宅へ入居される方】 ⇒ 災害公営住宅入居本申し込み後

② 申請を受け付け後、交付決定までに、書類審査等のため期間を要しますので、工事着手等の1ヶ月前を目安に早めの申請をお願いします。

③ 「手続きの流れ」をご確認ください。

問い合わせ先

南三陸町建設課 市街地整備係

☎0226-46-1382